

整理番号 20

所管部局課名 健康福祉局保健所生活衛生課

処分担当課名 各区役所保健福祉センター衛生課

根拠法令・条例名	クリーニング業法	根拠条項	第5条の2
許認可等の名称	クリーニング所の使用前の確認		

法令・条例等の定め	<p>○クリーニング業法(昭和25年5月27日法律第207号) 第3条第2項、同条第3項、第5条第1項、第5条の2</p> <p>○クリーニング業法施行規則(昭和25年7月1日厚生省令第35号) 第1条、第1条の3第1項、第2条</p> <p>○川崎市クリーニング業法施行条例(平成24年12月14日条例第65号) 第2条</p> <p>○川崎市クリーニング業法施行細則(昭和55年5月30日規則第44号) 第2条、第3条第1項、同条第2項</p>		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング業法の一部を改正する法律の施行について (昭和35年2月22日厚生省公衆衛生局長通知 衛発第154号) ・クリーニング業法の一部を改正する法律の施行について (昭和39年8月12日厚生省環境衛生局長通達 環発第306号) ・クリーニング所における消毒方法等について (昭和39年9月12日厚生省環境衛生局長通達 環発第349号) ・クリーニング取次所の衛生措置について (昭和41年12月27日厚生省環境衛生局環境衛生課長・食品衛生課長通知 環衛第5153号・環食第5367号) ・ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて (昭和61年12月5日厚生省生活衛生局指導課長通知 衛指第227号) ・川崎市クリーニング業法施行条例の運用について (平成25年4月1日健康福祉局健康安全部長通知 25川健生第219号) 		
		公表の可・否	可

標準処理期間	6日		
--------	----	--	--

策定年月日	平成6年10月1日	最新更新年月日	平成29年6月1日
-------	-----------	---------	-----------